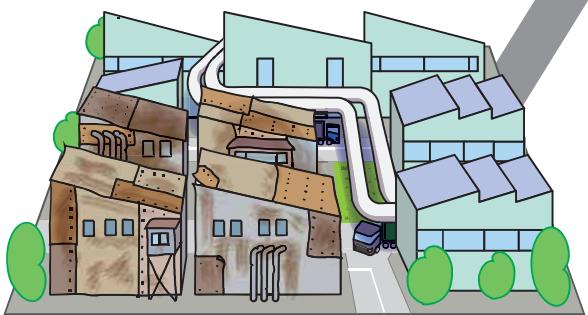


工場立地法上の特定工場のみなさまへ

工場の緑地整備に関する 新たな制度ができました !!

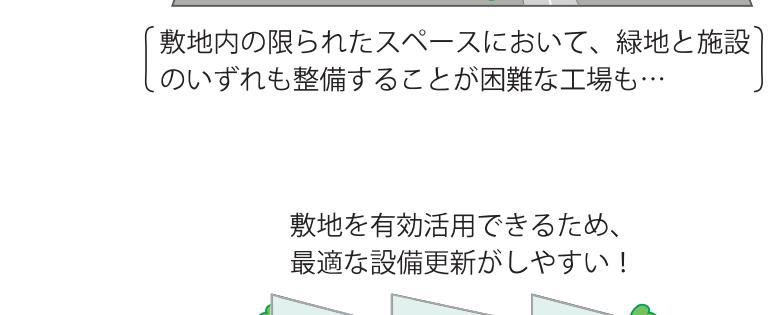
すでに敷地内は施設や設備でいっぱい

これまで



工場立地法に基づく緑地は原則、工場敷地内に整備

これからは



一定の要件^{*}を満たした場合、工場の敷地外に緑地等を整備することが可能となりました。
これにより、工場敷地の有効活用と効果的な緑地整備の双方を実現することが可能となります。

*敷地内に未利用部分がない場合等に限ります。
詳しくは内側のページを御覧ください。

敷地内の空きスペースに何とか緑地を整備しているので、活用しにくい

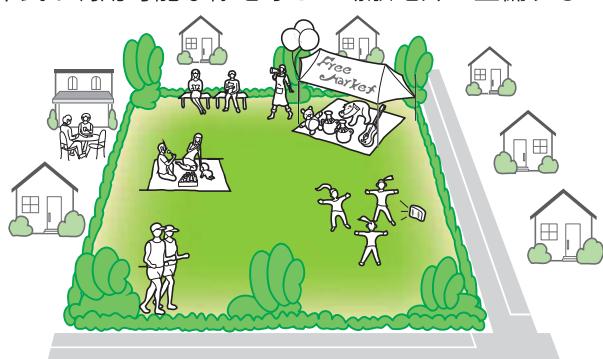
敷地内に限られたスペースにおいて、緑地と施設のいずれも整備することが困難な工場も…

敷地を有効活用できるため、最適な設備更新がしやすい！

工場の敷地外

市民が利用可能な緑地等を工場敷地外に整備する！

臨海部では、敷地外緑地等を集約してまとまったオープンスペースの創出を目指す！



新たな制度の枠組み

(新たな緑地制度の創設)

工場
立地法

敷地外緑地等に関する基準

共通緑地ガイドライン

新設

(関連制度の円滑な運用)

緑化指針

環境影響評価

新たな制度による緑地整備のイメージ

敷地外緑地等を設けて
生産施設を新增設



内陸部

一定の要件を満たした場合に、
敷地外緑地等基準を活用して、
敷地外緑地等の整備が可能



市民が利用しやすい
場所に緑地をつくる

生産施設の新增設の際に
必要となる緑地を工場
敷地の外につくる

敷地外緑地を集約化し
まとまった緑地を整備

臨海部 工業専用地域

工場が集積していることから
企業と市の協力により、敷地外
緑地等の集約整備を目指す

市民が利用しやすい
場所に緑地をつくる



工場があるべきところで
機能の高度化を図る

新たな制度の概要

新設

全市

工場立地法

概要

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、生産施設や緑地の設置基準を定め、工場設置等に係る届出を規定

対象

敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の製造業、電気・ガス・熱供給業者の工場等

内容

敷地面積に対して、条例で定める面積率以上の緑地や環境施設を敷地内に確保など

全市

川崎市における敷地外緑地等に関する基準

概要

敷地外に緑地等を設置する場合の基準を定め、その届出について規定

対象

市内の工場等のうち、条例に定める緑地面積率等を確保できていない工場等の生産施設の面積を増加させるもので、かつ敷地内に未利用部分がない工場等

要件等

- ①オープンスペースとして市民の利用に供すること
- ②災害時に市民が活用可能な設備を備えるなど、災害対策の機能を有すること
- ③樹木の剪定や除草等、適切な維持管理が行われること
- ④対象工場の緑地等の面積が適格になるまで存続する見込みがあること
- ⑤原則、対象工場の存する区内に設置



工場立地法に基づく緑地等整備は、原則、敷地内のみ認めていましたが、工場が生産施設の新增設を行うときに、敷地外での緑地等整備が可能となりました。

お問合せ先

経済労働局工業振興課

TEL:044-200-3936 川崎区駅前本町 11-2 川崎フロンティアビル 10 階

— 臨海部の立地工場が敷地外緑地等の制度を活用する場合 —

臨海部のみ

臨海部における共通緑地ガイドライン

概要

敷地外緑地等を集約し、まとまった緑地を整備して、市民の憩いの空間となる「共通緑地」を創出するため、臨海部の立地企業との協議や支援を規定

対象

川崎臨海部の第3種区域（工業専用地域）に立地する特定工場等が上記基準の適用を受ける場合

要件等

- ①対象工場等がそれぞれ必要とする敷地外緑地等を確保した際に、合わせて 2,500 m²以上の緑地となる規模の敷地を設置
- ②憩い空間の創出や地域課題の解決に向けた創意工夫を実施

支援

- ①土地活用の申入れの受付、敷地の確保に関する情報提供
- ②共通緑地等の設置に向けた調整
- ③計画の実現に向けた助言・調整その他必要な支援

新設



各工場が敷地外に緑地等を整備する場合には、可能な限り集約化し、まとまった緑地「共通緑地」の創出を目指します。共通緑地の整備にあたっては、市がガイドラインに基づき必要な支援を行います。

お問合せ先

臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部

TEL:044-200-2075 川崎区東田町 5-4 第3庁舎 10 階

工場の新增設等の際に必要となる緑地整備の関連制度

全市

緑化指針

概要

緑を保全・創出・育成させ、緑の水準向上を図るため、建築行為等に係る緑化の協議を規定

対象

建築敷地面積 1,000 m²以上の事業所、公共・公益施設

要件等

敷地面積の 10%以上の緑地面積を確保

臨海部のみ

改訂

臨海部における緑化指導基準

概要

建築行為等に係る緑化の協議を規定

対象

川崎臨海部（産業道路から東側）の建築敷地面積 1,000 m²以上の事業所、公共・公益施設

要件等

- ①敷地外緑地は川崎区内に設置
 - ②緑化地に加え、多様な緑化手法を用い緑化面積を確保
- 他法令により樹木の植栽に規制がある場合は地被植物で被うこと



臨海部における緑化指導基準に基づく敷地外緑地の設置範囲について、臨海部内から川崎区内に拡大しました。
また、他法令により樹木の植栽に対し規制がある場合は、地被植物で被われている土地を緑地面積として計上できるようになりました。

お問合せ先

建設緑政局みどりの協働推進課

TEL:044-200-2391 川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリバーアクビル17階

全市

連携

環境影響評価

概要

事業実施に際しあらかじめ環境影響を調査、予測及び評価する手続きを規定

対象

敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上の工場・事業所
※その他、電気工作物、廃棄物処理施設、研究施設などがあります。

内容

大気、緑、騒音振動、景観、温室効果ガスなどの環境影響評価項目について、事業者が、自らの事業が周辺の環境に及ぼす影響を調査、予測し、評価すること



工場の新增設等の際に、事業内容に応じて環境影響評価手続きが必要となる場合があります。
緑地整備に関する新たな制度の運用開始に伴う環境影響の予測・評価については、お問い合わせください。

※対象事業、評価項目の選定、スケジュール等についてもお問い合わせください。

お問合せ先

環境局環境評価室

TEL:044-200-2155 川崎区東田町 5-4 川崎市役所第3庁舎 15階

臨海部に立地する工場からの質問・相談は、下記の窓口までお問い合わせください

臨海部国際戦略本部臨海部事業推進部

TEL:044-200-2075 川崎区東田町 5-4 川崎市役所第3庁舎 10階

臨海部以外の地域における制度につきましては、各制度所管までお問い合わせください